

情報共有システム運用ガイドライン

(目的)

佐賀県では、受発注者間の業務効率化（工事関係書類の電子化による業務効率化、管理資料作成の負担軽減等）を図るため、情報共有システム（ASP 方式）の利用を推進する。

※「ASP（アプリケーション・サービス・プロバイダ）方式」とは、情報共有システム提供者（ASP ベンダー）が情報共有システムの機能をネットワーク経由で提供する方式をいう。

(対象工事)

佐賀県県土整備部、農林水産部及び地域交流部が発注する全ての工事（以下、伐採等委託*を含む。）を対象とし、~~受注者が希望した場合はシステム利用を行うこととする。~~において、情報共有システムの利用を原則とする。

ただし、以下の工事のみ対象外とすることができる。この場合、受注者は、工事着手前に発注者と協議を行うこととする。

- ・受注者が希望しない工事

※「伐採等委託」とは、伐採業務、年間維持管理業務、森林整備委託業務等をいう。

(利用可能な情報共有システム)

利用する情報共有システムは、別に定める「利用可能な情報共有システム」から選定し、受発注者協議のうえ決定することとする。

~~動作環境を確認した結果、以下の情報共有システム提供者のシステムについて、利用可能とする。~~

- ~~・株式会社現場サポート（現場クラウド One）~~
- ~~・株式会社建設システム（工事情報共有システム）~~
- ~~・川田テクノシステム株式会社（base page）~~
- ~~・株式会社アイサス（information bridge）~~
- ~~・株式会社ビーイング（Being Collaboration）~~
- ~~・株式会社建設総合サービス（電納 ASPer）~~

~~ただし、前述の情報共有システム以外~~なお、「利用可能な情報共有システム」以外のシステムを利用する場合は、佐賀県の様式や情報セキュリティの問題等の条件があるため、受注者は発注者と協議を行うこと。

(システム利用料)

情報共有システムに係る費用（~~登録料及び利用料~~）は、「土木工事標準積算基準書」及び「治山林道必携」の共通仮設費率計上分（技術管理費）に含まれている。その他の積算基準書では共通仮設費率に記載されていないが、~~別途積み上げ等による計上はしないものとする。~~等により積算された工事であっても、別途計上しない。

ただし、営繕工事については、「佐賀県公共建築工事共通費積算基準」により積算された工事の場合、

当初設計において共通仮設費に別途積み上げ計上し、受注者が希望しない場合は減額変更する。

(利用上の留意点)

(1) 情報管理

受発注者は、情報漏洩防止等の観点から以下の項目の管理を徹底すること。

- ・ I D、パスワードの管理徹底
- ・ ウィルス対策の徹底
- ・ 工事情報等機密情報の管理徹底
- ・ 工事関係データの管理徹底（定期的なバックアップなど）
- ・ その他情報セキュリティに関する基準、法令等の順守

(2) 情報共有システムでの提出が可能な書類

情報共有システムでの提出が可能な書類については、「佐賀県工事関係書類一覧表」（土木工事施工管理の手引き）によるものとする。ただし、営繕工事については、「工事の施工に伴い必要となる書類全般」※とする。

なお、以下の書類については、受注者が紙媒体で提出後、情報共有システムへ登録することとする。

- ・ 工事書類（施工計画書）

※「工事の施工に伴い必要となる書類全般」とは、公共建築（改修）工事標準仕様書、公共住宅建設工事共通仕様書、その他本県基準等に基づき作成される工事の施工に伴い必要となる書類全般をいう。

(3) 業務委託での利用

設計・調査・測量業務等においても、受注者の希望により対象とすることができる。

なお、利用にあたっては、本ガイドラインを準用することとする。

(特記仕様書等への明記)

特記仕様書または現場説明書（営繕工事）において、情報共有システムがの利用可能である旨をについて明記するものとする。

特記仕様書記載例

~~第○項 情報共有システムについて~~

~~受注者は、情報共有システム（ASP 方式）を利用する場合、監督員に使用するシステム、パスワードなどシステム使用に必要な情報を打合せ簿で提出する。~~

~~なお、利用にあたっては、「情報共有システム運用ガイドライン」に基づき行う。~~

平成30年10月26日 策定

平成30年11月30日 改定（システム提供者の追加）

令和 4年 5月 9日 改定（システム名称の変更）

令和 6年 8月 8日 改定（原則利用に改定、伐採等委託及び別途定めていた営繕工事を本ガイドラインに追加、委託業務を準用可として追加）

利用可能な情報共有システム

「情報共有システム運用ガイドライン」により利用する情報共有システムは、動作環境を確認した以下のシステムから選定することとする。

会社名	システム名
株式会社現場サポート	現場クラウド One
株式会社建設システム	RevSIGN
川田テクノシステム株式会社	base page
株式会社アイサス	information bridge
株式会社ビーイング	Being Collaboration
株式会社建設総合サービス	電納 ASPer

なお、上表以外の情報共有システムを利用する場合は、佐賀県の様式や情報セキュリティの問題等の条件があるため、受注者は発注者と協議を行うこと。

令和6年8月8日